

意見書案第 13 号

化学物質過敏症に関する対策強化を求める意見書の提出について
別紙のとおり意見書を提出する。

令和 8 年 9 月 10 日

提出者	甲賀市議会議員	木村真雄
賛成者	同	堀郁子

甲賀市議会議長 戎 脇 浩 殿

化学物質過敏症に関する対策強化を求める意見書

化学物質過敏症（MC S）は、日常生活の中で使用される家庭用品や建築材料、農薬、化粧品、柔軟剤等に含まれる微量の化学物質に反応し、頭痛や全身倦怠感、呼吸困難など多様な身体症状が生じる疾患である。

現在、厚生労働省の傷病名コードに登録されているものの、発症メカニズムの未解明な部分が多く、客観的な診断基準や専門的治療を行える医療機関が極めて少ないのが現状である。特に近年では、人工的な香料等によるいわゆる「香害」をきっかけに発症・重症化する事例が相次いでおり、家庭や職場、学校、公共施設等での不理解から、就労・就学の断念や不登校、社会的隔離へと追い込まれる患者が絶えない。化学物質過敏症は誰もが突然発症し得る疾患であり、当事者の経済的不安定や精神的孤立を防ぐ支援策の確立は一刻の猶予も許されない。

よって、政府においては、令和6年4月に施行された改正障害者差別解消法の趣旨も踏まえ、化学物質過敏症患者の生命と暮らしを守り、社会全体の化学物質リスク管理を高めるため、以下の措置を速やかに講じるよう強く求める。

記

一、全国的な疫学調査・実態調査の実施

全国における化学物質過敏症の患者数や発症要因、生活・就労・就学上の不利益の実態を正確に把握するための大規模な調査を実施すること。

一、客観的診断基準の確立と専門医療体制の整備

標準的な診断基準や診療ガイドラインの整備・普及を進めるとともに、各都道府県における専門外来の開設支援や一般の医療機関における知識・対応力の向上を図ること。

一、公共施設や学校等における環境対策と「香害」啓発の推進

学校、児童福祉施設、医療機関、公共施設等における室内空気環境の安全確保（化学物質低減対策）を推進すること。また、人工香料等による体調不良への配慮について、関係省庁連携によるさらなる周知・普及啓発を展開すること。

一、就労・就学現場における「合理的配慮」の提供徹底と環境整備

改正障害者差別解消法に基づき、職場や学校において個別の状況に応じた室内環境の整備、在宅勤務・オンライン授業の導入など、適切に合理的配慮がなされるよう事業者および教育機関等への指導・ガイドライン作成を推進すること。

一、総合的な相談支援体制の構築と社会的理解の促進

患者や家族が抱える苦痛や社会的孤立を防止するため、自治体の保健所や福祉窓口等における専門的相談体制を強化するとともに、国民への正しい知識の普及を図ること。

一、発症メカニズム解明および治療法確立への研究支援強化

発症・解毒メカニズムの解明やバイオマーカー（客観的指標）の開発、治療法・予防法の開発に向けた研究に対する財政的・専門的支援を大幅に拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年9月 日

甲賀市議会議長 戎 脇 浩

内閣総理大臣
厚生労働大臣
文部科学大臣
環境大臣
経済産業大臣

あて

意見書案第14号

「防災庁」発足を見据えた地方自治体との連携強化および防災体制の抜本的強化を求める意見書の提出について

別紙のとおり意見書を提出する。

令和8年9月10日

提出者	甲賀市議会議員	堀	郁子
賛成者	同	木村	眞雄

甲賀市議会議長 戎 脇 浩 殿

「防災庁」発足を見据えた地方自治体との連携強化および防災体制の抜本的強化を求める意見書

本年7月に「防災庁設置法」が成立し、平時の備えから発災時の対応、復旧・復興までを一貫して担う司令塔組織として「防災庁」の発足が目前に迫っている。

一方で、本年7月28日に発生した「令和8年熊本地震」では、猛暑期における大震災であったことから、停電や断水が続く中での避難生活や車中泊・在宅避難に伴う熱中症、脱水症状、エコノミークラス症候群などの健康リスク急増、衛生的なトイレの不足、ガソリン等燃油の供給制限、さらには自治体職員自らの被災によるマンパワー不足など、激甚化・複雑化する災害現場の課題が顕著となった。

今後想定される巨大地震や気象災害のリスクに対し、新たに発足する「防災庁」が現場のニーズに即した司令塔機能を最大限に発揮し、災害関連死や二次災害を防ぎ、国民の命と暮らしを守り抜くためには、国と地方自治体との連携強化および支援体制の抜本的刷新が不可欠である。

よって、政府においては、防災庁の発足を機に、最新の災害教訓を踏まえた実効性ある以下の措置を速やかに講じるよう強く求める。

記

一、猛暑期や厳寒期の避難生活における衛生環境の改善とトイレ対策

改正災害対策基本法の理念に基づき、災害発生初期から清潔な「トイレカー」の適所への迅速な配置および下水道接続等の衛生環境維持を図ること。あわせて、移動式エアコン、簡易ベッド、温かい食事が提供できるキッチンカー等の確保・広域調達・迅速搬送体制を構築すること。

一、災害関連死を防ぐための医療・福祉チームの早期・広域派遣

猛暑期や厳寒期の避難生活における熱中症、感染症、エコノミークラス症候群等の発生を防ぐため、DMAT（災害派遣医療チーム）やDPAT（災害派遣精神医療チーム）、DWA T（災害派遣福祉チーム）等を避難所のみならず、車中泊や在宅避難者へも早期かつ広域に派遣・巡回させる体制を整備すること。

一、被災自治体への総合調整人材の派遣と受援体制の強化

マンパワー不足に直面する被災自治体を支援するため、GADM（災害マネジメント総括支援員）をはじめ、国・自治体・民間の支援を円滑に繋ぐコーディネート機能を担う職員を迅速に派遣・配置する仕組みを強化すること。

一、ガソリン等緊急用燃油の安定・優先供給体制の確立

被災地での長蛇の列や販売制限、移動困難を解消するため、救急・復旧活動および住民の避難・生活維持に不可欠なガソリン・軽油等の燃油を優先かつ迅速に配給できる緊急供給スキームを構築すること。

一、複合災害・二次災害防止に向けた監視・警戒体制の徹底

地震後の余震や降雨に伴う土砂災害、火山の溶岩ドーム崩落や斜面剥離等による二次災害を防ぐため、地殻変動・斜面変位等の監視体制を強化し、住民への迅速かつ分かりやすい情報提供と避難体制の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年9月 日

甲賀市議会議長 戎 脇 浩

内閣総理大臣

内閣府特命担当大臣（防災担当）

国土交通大臣

あて

厚生労働大臣

経済産業大臣

意見書案第 15 号

日本国憲法を守り、対話と包摂の平和外交を求める意見書の提出について
別紙のとおり意見書を提出する。

令和 8 年 9 月 10 日

提出者	甲賀市議会議員	西 山 実
賛成者	同	山 岡 光 広
同	同	岡 田 重 美

甲賀市議会議長 戎 脇 浩 殿

日本国憲法を守り、対話と包摂の平和外交を求める意見書

アジア太平洋戦争の終結から 81 年が経過した。多くの犠牲のうえに、「二度と戦争の惨禍を繰り返してはならない」という強い決意のもと制定された日本国憲法は、国民主権・基本的人権の尊重・平和主義を掲げ、戦後日本が民主的で平和な国として歩む道を示してきた。

しかし今、その「戦争をしない国」の土台が揺らぎつつある。2月8日の総選挙後、高市政権は、軍備を拡大し「敵基地攻撃」が可能な長射程ミサイルの配備、武器輸出拡大の閣議決定などをすすめてきた。

これらの動きは、憲法の平和主義にもとづいて軍事大国とならず、戦争しない国づくりを進めてきた戦後日本の基本方針を大きく転換するものである。トランプ米政権の「力の支配」があらわになる国際情勢の中で、軍事的抑止力の強化は、軍事対軍事の悪循環をうみ、平和と安定を損なう危険性を高めるものである。

日本国憲法はその前文において、「日本国民は、恒久の平和を願い、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持する」と宣言し、全世界の国民の平和的生存権を確認している。憲法第9条は、戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権の否認を定め、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こらないようにする国民の強い決意を示しており、長く国際社会からの信頼を支える基盤となってきた。

この平和憲法が長年にわたって日本と近隣諸国との平和の礎となり、自衛隊員の命を守り、海外で自衛隊が人命を奪うこともさせない力となってきた。

憲法の改正により、アメリカの戦争に日本が巻き込まれ、武力行使の標的となる道につながりかねない。

よって、国においては、日本及び国際社会の平和と安定を守るため、日本国憲法を守り、平和憲法をいかした対話と包摂による平和外交を強化するよう求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年9月 日

甲賀市議会議長 戎 脇 浩

内閣総理大臣

総務大臣

法務大臣

あて

意見書案第 16 号

トランプ政権による I C C 所長に対する「制裁」の撤回を求める意見書の提出について

別紙のとおり意見書を提出する。

令和 8 年 9 月 10 日

提出者	甲賀市議会議員	山岡光広
賛成者	同	岡田重美
同	同	西山実

甲賀市議会議長 戎 脇 浩 殿

トランプ政権による I C C 所長に対する「制裁」の撤回を求める意見書

トランプ政権が国際刑事裁判所 (I C C) の赤根智子所長を「制裁」対象に指定したことに、世界から非難の声があがっている。

I C C は、民間人の大量殺戮などに関与した個人を裁く常設の国際裁判所である。二度の世界大戦の反省にたって、戦争犯罪を行った個人に対して、法と正義を適用し、将来の戦争犯罪を未然に防ぐことにある。ジェノサイド (集団殺害) の罪、人道に対する罪、戦争犯罪、侵略の罪という四つの罪を対象にしている。

米国・ロシア・中国などは未加盟だが、日本をはじめ 125 か国・地域が加盟している。日本政府は加盟の意義について「責任ある大国として国際社会における法の支配、(戦争犯罪) 不処罰との戦いに貢献」すると述べている。

I C C は最近では、ウクライナを侵略するロシアのプーチン大統領を、またパレスチナ・ガザ地区を侵略するイスラエルのネタニアフ首相などに逮捕状を発行している。またアメリカが侵略したアフガニスタンでの米兵や米中央情報局による戦争犯罪を調査してきた。このように大国による国連憲章違反の戦争が相次ぎ、国連安全保障理事会も常任理事国の拒否権で十分に機能が果たせないなか、I C C は大国の横暴を追及するうえでますます重要な役割を果たしている。

赤根智子氏は 2024 年に日本人初の所長となった。「法の支配」の存在が問われているいま、日本政府はトランプ政権に毅然と抗議し、制裁および I C C 解体方針の撤回を求めるべきである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年 9 月 日

甲賀市議会議長 戎 脇 浩

内閣総理大臣

外務大臣 あて

法務大臣

意見書案第 17 号

多文化共生のための社会基盤整備を求める意見書の提出について
別紙のとおり意見書を提出する。

令和 8 年 9 月 10 日

提出者	甲賀市議会議員	岡	田	重	美
賛成者	同	山	岡	光	広
同	同	西	山		実
同	同	堀		郁	子
同	同	福	井		進

甲賀市議会議長 戎 脇 浩 殿

多文化共生のための社会基盤整備を求める意見書

日本に在留する外国人の数が年々増加している中、地域活性化の新たな担い手として、外国人の更なる活躍が期待される一方、外国人の国籍や活動も多様化しており、日常生活や子どもの教育、就労等において、言語、習慣等の違いを背景に差別等の問題が生じている。こうした中、本市においては、多文化共生センターを設置し、多言語相談窓口、日本語教室や学習支援、雇用・定住促進などの事業を展開している。しかし、多文化共生に係る課題は広範かつ多岐にわたることから、国全体で体系的に進めていく必要がある。

また、今後も、日本に在留する外国人の増加が見込まれることから、外国人が日常生活や職業生活等を日本国民と共に円滑に営むことができるよう、環境を更に整える必要がある。外国人に対する差別が根絶され、人権が守られることで安心して生活ができ、外国人が地域や職場で活躍することができる社会の実現に向け、多文化共生に関する国や地方自治体の責務等を明らかにするほか、施策を推進するための財政措置や体制の強化が求められている。

よって、政府においては、多文化共生のための社会基盤整備について、次の事項を講じるよう強く求めるものである。

記

- 1、外国人が地域社会の構成員として共に生きていくため、外国人の人権が守られるよう、多文化共生社会に係る基本法を制定すること。
- 2、外国人が円滑に生活を営むことができるよう、日本語等の習得機会の確保や情報提供等の必要な措置を講ずること。特に外国人児童生徒等に対する支援を強化すること。
- 3、外国人労働者について、同一労働同一賃金、労働基準法の厳格適用、労働組合活動など、労働者としての権利を保障すること。
- 4、地方公共団体が取り組む多文化共生社会の実現のための各種事業について、必要な財政措置などの支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年9月 日

甲賀市議会議員 戎 脇 浩

内閣総理大臣

総務大臣

法務大臣

文部科学大臣 あて

厚生労働大臣
財務大臣

意見書案第18号

特定外来生物「クビアカツヤカミキリ」の更なる対策強化を求める意見書の提出
について

別紙のとおり意見書を提出する。

令和8年9月10日

提出者	甲賀市議会議員	西村	慧
賛成者	同	中島	裕介

甲賀市議会議長 戎 脇 浩 殿

特定外来生物「クビアカツヤカミキリ」の更なる対策強化を求める意見書

クビアカツヤカミキリは、2012年に初確認されて以来、国内で分布を広げ、サクラ、ウメ、モモをはじめとしたバラ科樹木を主に害する昆虫であり、中国等を原産とする特定外来生物(政府において2018年に指定)である。生態及びその被害の概要としては、当該果樹を加害して甚大な農業被害をもたらすことや在来のような樹種を食すために生態系にも影響を及ぼすというものである。また、街中のサクラが加害されると伐採を余儀なくされることもあり、誇るべき桜の名所も姿を消してしまうことも考えられる。さらには、各地で食害が進むと倒木が生じることで、周囲の人々の安全性も脅かすこととなる。令和8年8月現在、22都府県で発生が確認されており、滋賀県では2025年7月に初めて長浜市内で確認され、甲賀市内においても今年4月及び5月に確認をされている。さらには、今年7月にも米原市内及び大津市内においても存在が確認されている。

今後、さらに地域内に侵入・定着すれば、各種産業、豊かな生態系及び市民の生活に及ぼす影響は計り知れず、早急に対策を講じる必要がある。繁殖力が非常に強く、対策が取られていない地域があるとそこから急速に分布が拡大するということが懸念点である。そのような中で、政府においては、農林水産省による防除資材・薬剤購入等の補助事業実施や環境省によるマニュアル策定を行い、さらに今年7月には「クビアカツヤカミキリ対策本部」が設置され、省庁横断での対応強化が進められ始めている状況にある。しかし、現場の被害拡大スピードに既存の予算や制度が追い付いていない状況にあるのも事実であると認識しており、クビアカツヤカミキリの脅威が迫る中、広域的かつ一体的な対策や効果的な防除技術、防除体系の確立が求められている。

よって、国におかれては、クビアカツヤカミキリによる被害の拡大防止と地域の各種産業及び住民生活を守るため、次の事項について早急に取り組まれることを強く要望する。

記

1. 被害を全国的な重要課題として位置づけ、新設された対策本部を中心とした予算の大幅増額と持続的且つ効果的な制度の拡充を行うこと。
2. 農林水産省、環境省、国土交通省及び関係機関のさらなる連携強化と地方公共団体等との密接な連携を図り、被害地域及び未侵入地域を含めた一体的なまん延防止対策を講じること。
3. 対策に係る試験研究については、国が中心となって防除技術の開発を加速させること。
4. 円滑に防除実施計画を策定し、都道府県及び市町村が一丸となって取り組めるよう、国が広域調整のリーダーシップを発揮するとともに、標準的な指針の提示や専門家の派遣、技術・財政的支援を実施すること。
5. 国内の樹木に壊滅的な被害を与え、国民への被害も想定されることから、「要緊急対

処特定外来生物」に次ぐ新基準等を新設した上で、その指定を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年9月 日

甲賀市議会議長 戎 脇 浩

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣官房長官

総務大臣 あて

財務大臣

農林水産大臣

国土交通大臣

環境大臣

意見書案第19号

オウム真理教（アレフ・ひかりの輪・山田らの集団）に対する観察処分の期間更新を求める意見書の提出について

別紙のとおり意見書を提出する。

令和8年9月10日

提出者 産業建設常任委員会 委員長 中 島 裕 介

甲賀市議会議長 戎 脇 浩 殿

オウム真理教（アレフ・ひかりの輪・山田らの集団）に対する観察処分の
期間更新を求める意見書

オウム真理教は、地下鉄サリン事件をはじめとする数多くの凶悪な犯罪を実行した団体であり、団体規制法に基づき観察処分を受けている。現在も後継団体である「アレフ」、「ひかりの輪」、「山田らの集団」が活動を継続しており、甲賀市においてもアレフの施設が2か所存在している。

地域住民は「甲賀市オウム対策住民協議会」を設立し、解散・撤退を求めて一致団結して精力的に活動を行っており、甲賀市もオウム真理教対策関係市区町連絡会等を通じ、国に抜本的な対策を要望してきた。

しかし、アレフは団体規制法に基づく報告すべき事項の一部を報告しておらず、麻原彰晃の二男が2代目「グル」を自称し、麻原彰晃の妻とともに組織運営に関与する実態等について隠蔽している。このような現状から、地域住民が抱えている不安や恐怖の解消には至っていない。

このような状況の中、令和9年1月には団体規制法に基づく観察処分の期間が満了を迎えるが、この観察処分が更新されなければ後継団体の活動実態を把握することが困難となり、市民の不安と恐怖がさらに高まることが懸念される。

よって、甲賀市議会は政府に対し、オウム真理教（アレフ・ひかりの輪・山田らの集団）について、引き続き観察処分を継続することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年9月 日

甲賀市議会議長 戎 脇 浩

法務大臣

公安調査庁長官

あて

公安審査委員会委員長